

【対象経費】

全体床面積のうち、**オフィス床分**の「家屋・償却資産の固定資産税課税標準額」が対象です

【補助額】

$$\text{建物全体の固定資産税課税標準額} \times \frac{\text{オフィス床分の床面積}}{\text{建物全体の延べ床面積}} \times \text{補助率 (\%)}$$

【面積要件】

※対象となる地区の詳細は（資料2「対象地区の位置図」）参照

対象地区	基準階面積	オフィス床面積
①	1,500㎡以上	20,000㎡以上
②③	660㎡以上	5,000㎡以上

対象地区①：千葉都心地区

対象地区②：幕張新都心地区

対象地区③：蘇我副都心地区

【補助率】

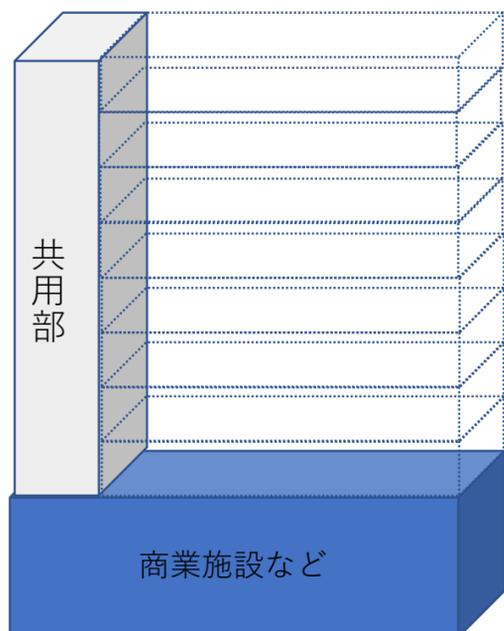
10%

(対象地区①は **20%**)

【上限額】

10億円

(対象地区①は **20億円**)

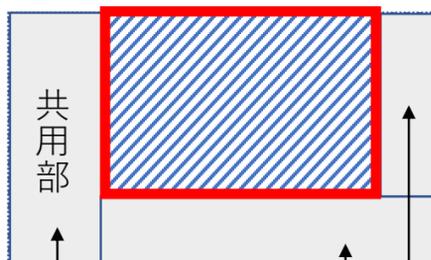


【基準階面積とは】



事務所部分・共用部等を含めた全体の面積

【オフィス床面積とは】



共用部を除く、オフィス床として賃借する床面積（商業施設などは除く）

法定共用部

廊下、階段室、エレベーターなど
共用部は除外

規約共用部

守衛室など規約共用部分は賃貸オフィス用途とみなさず除外

法定共用部の専用仕様

バルコニーなどは賃貸借契約の対象であっても法定共用部のため除外